

平成25年4月12日

岡崎 久弥 様

平成25年3月29日付け再質問へのご回答について

厚生労働省食品安全部企画情報課

岡崎様から3月1日付け文書にてご質問いただいた事項については、当課より3月11日付け文書でお送りした回答により、一通りご説明申し上げたものと考えておりましたが、再度、ご質問いただきましたので改めて回答させていただきます。

遺失した名簿は、財団法人ひかり協会が昭和54年8月から9月にかけて「森永ひ素ミルク飲用者証明書交付申請書」を受け付けた方のリストであり、掲載されている方は症状が重症である方に限られるものではありません。

当該名簿は、本裁判の原告の方が森永乳業製の粉ミルクを飲用した被害者であることを確認するために使用いたしました。当該名簿は、本裁判に関係する資料の一つとしてファイルに綴り、当課の職員が本裁判に出廷する際には関係者から質問された場合等に備え当該ファイルを携行することとしておりました。

出廷に当たっては、遠隔地への出張であることから、従来より自宅から直接出張先に向かい、出張先から直接帰宅することを認めていました。このため、2月20日も当該職員は自宅にファイルを持ち帰ろうとしていたものです。

遺失時の状況について、当該職員から聴取したところ、

- ① 自らの鞆にはファイルが入りきらなかったため紙袋に入れて携行した。
- ② 東京駅で地下鉄に乗車した際に、車内が混雑していたため座席上の荷物置きにその紙袋を置いた。
- ③ 車内では、音楽を聴きながら読書をしていた。

ことが確認されております。

以上の状況から、当該職員が乗車中、個人情報が含まれたファイルについて管理上の注意を怠った事実が認められ、結果として盗難という事態に結び付いたと考えております。

当該名簿に記載されているのは、氏名及び昭和54年当時の居住市町村名のみで現在の住所を特定できるものではないことなどから、名簿に掲載された方に直接ご迷惑がかかる可能性は低いと考えております。しかしながら、万一の事態を考え、何か気になることが生じたりご心配の点がある場合に対応する窓口を設けることとし、厚生労働省のホームページで連絡先をご案内したほか、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会の機関紙にも連絡先を掲載していただきました。今後、ひかり協会の機関紙でも同様に掲載していただくようお願いしているところです。

森永ひ素ミルク中毒事件の被害者やそのご家族が置かれている状況については、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会等との会談の場等を通じ、被害者やご家族の方々の中には差別を受けることを心配されて森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会等が郵便物を自宅に送ることをお断りになる方がおられるなど、被害者であること等が他者に知られることを懸念される状況があることを伺っています。

当該職員を含め、森永ひ素ミルク中毒事件を担当する職員には、こうした状況をよく認識するよう教育してまいりましたが、それにもかかわらず、今般、個人情報管理上の注意を怠り、関係者の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

本事案を受け、当該職員及びその上司に対して処分（文書による厳重注意等）を行い、その旨、厚生労働省のホームページ（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/dl/06.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/dl/06.pdf)）において公表いたしました。

本事案について報道発表するに当たっては、報道関係者に対して本裁判の規模及び内容について簡潔に説明する必要があることから、裁判所に提出された訴状を基に必要最小限の記載を行いました。

裁判の規模については、訴状において、原告のほか、原告成年後見人1名、原告代理人弁護士1名の氏名が記載されておりましたが、原告は1名であったことから1名と記載いたしました。裁判の内容については、訴状において、冒頭に「損害賠償等請求事件」と記載され、請求内容として、現実に支給を受けた生活補償額が低いことから、本来受け取るべき生活補償額との差額及び精神的苦痛の慰謝料を請求されていることを踏まえて、報道発表資料のとおりに簡潔に記載を行ったものです。

以上のように、今回の報道発表資料の記載は訴状を基に行ったものであり、裁判の内容について事実を曲げて意図的に記載したというようなことは決してありません。

以上、再質問いただいた事項について回答させていただきました。今後、このような裁判関係書類の遺失といった事態が再度発生しないよう、改めて情報管理の徹底を図ってまいります。

（連絡先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省食品全部企画情報課

課長補佐 池上直樹

電話：03(3595)2326

ファックス：03(3505)7965